平成２３年（フ）第２０７１号
名古屋市緑区有松南214番地
破産者　松本　光弘
1　決定年月日　平成24年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２３０１号
名古屋市守山区苗代２丁目11番19号　第２丸柴ビル202号
破産者　竹内　浩二
1　決定年月日　平成24年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２３１９号
名古屋市千種区豊年町３番18号　都通団地１―205号
破産者　片　　憲昭
1　決定年月日　平成24年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２３６９号
名古屋市東区矢田南２丁目７番13号　長谷川ビル94―１Ｄ号
破産者　髙橋　栄三
1　決定年月日　平成24年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２５１３号
名古屋市中川区澄池町19番７号
破産者　北本　道子
1　決定年月日　平成24年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５９１号
大阪府泉大津市池園町15番15―302号
破産者　畦元小百合
1　決定年月日　平成24年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第８５３号
神戸市北区鈴蘭台東町２丁目３番17―102号、従前の住所神戸市北区緑町３丁目２番51―301号
破産者　ハニカムヘアーこと　伊藤　　環（旧姓竹田）
1　決定年月日　平成24年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２０６号
神戸市長田区堀切町７番６号　下田ハイツＢ棟103号
破産者　菅　　昭彦
1　決定年月日　平成24年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２０号
鳥取県鳥取市桜谷596番地
破産者　KHAN　MOHAMMAD　YOUNAS
1　決定年月日　平成24年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第８５８号
広島市安佐南区大町西１丁目３番13―225号
破産者　松本　　昇
1　決定年月日　平成24年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１４号
北海道伊達市山下町147番地
破産者　数又　賢一
1　決定年月日　平成24年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第３３２号
北海道紋別郡雄武町字幌内131番地
破産者　風間　一男
1　決定年月日　平成24年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４０６号
盛岡市加賀野１丁目１番28―206号
破産者　山本麻由美
1　決定年月日　平成24年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第４３５号
盛岡市新田町６番17号　サンシティ新田町106号、旧住所盛岡市菜園１丁目７番10号
破産者　中野崎邦宏
1　決定年月日　平成24年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第９４号
宮城県角田市横倉字大窪107番地５
破産者　佐藤　弘子
1　決定年月日　平成24年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２３年（フ）第９５号
宮城県柴田郡柴田町東船迫２丁目９番地２エントピアＧＳＴ―Ａ105号
破産者　及川　光正
1　決定年月日　平成24年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２３年（フ）第１０４号
宮城県柴田郡大河原町大谷字見城前23番地
破産者　堀篭やす子
1　決定年月日　平成24年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２３年（フ）第２３３号
茨城県古河市諸川1862番地９
破産者　臼倉　秀幸
1　決定年月日　平成24年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第２４５２号
神奈川県綾瀬市吉岡東１丁目12番34号
破産者　山口　敏子
1　決定年月日　平成24年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部